

※令和 6 年 5 月 21 日の環境審議会資料です。審議によって内容やデータ等が変更となる可能性がありますので閲覧目的以外での資料の活用等にはご注意ください。

第 3 次流山市環境基本計画

未来に向け、いま行動に
～持続可能な社会の実現を目指して～
(素案)

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の期間と対象	2
3. 計画の推進と進捗管理	2
第2章 流山市の現状	3
1. 流山市の地域環境の現状と環境政策の課題	
第3章 将来の環境像と目標	6
1. 望ましい環境像	6
2. 計画の体系	7
3. 計画の基本的目標や施策の方向	8
基本目標1	8
基本目標2	11
基本目標3	13
基本目標4	15
基本目標5	17
第4章 環境基本計画に基づく実行計画の推進	19
1. 「生物多様性ながれやま戦略」の推進	24
2. 「流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の推進	27
3. 「流山市一般廃棄物処理基本計画」の推進	30
参考資料	32
各基本目標の指標の算出式等	

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

(1) 計画の目的

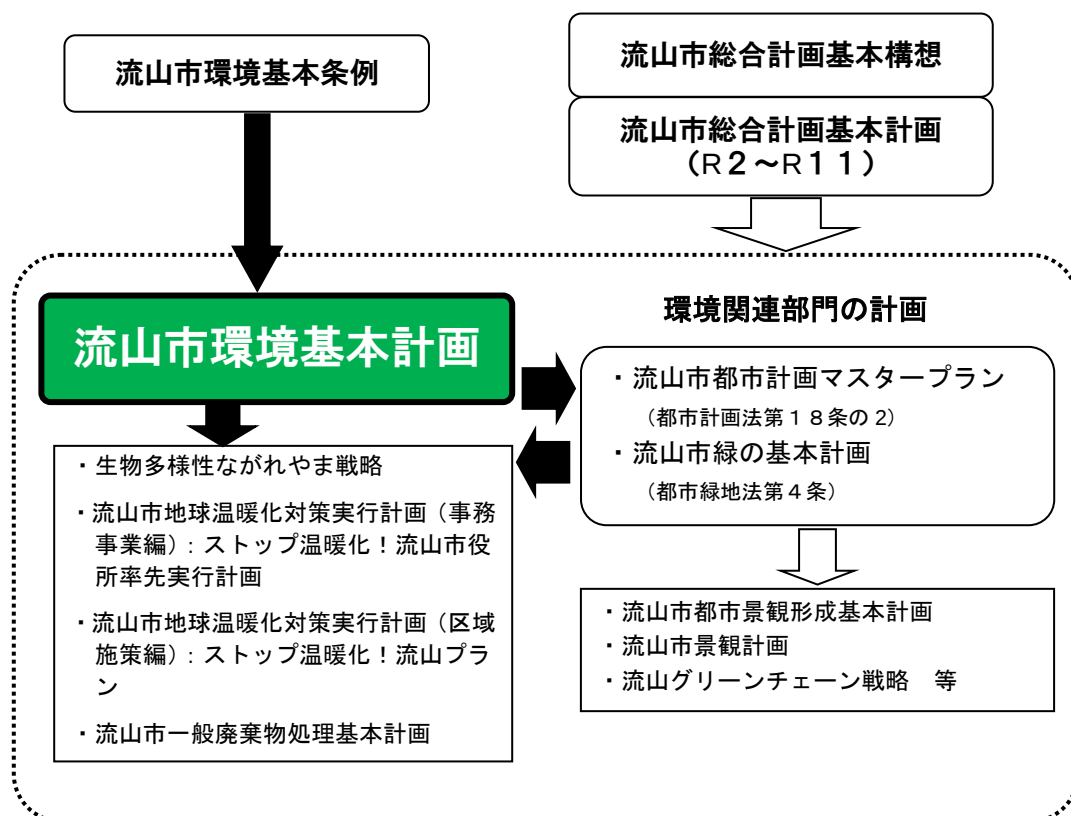
本計画の目的は、流山市環境基本条例で定める持続的発展の可能な循環型社会への移行と、国が示す自然共生社会、脱炭素社会、循環型社会、安全が確保される社会の形成です。環境の保全及び創造※の観点から、総合的かつ計画的に市の施策及び各主体の行動を推進することを目指します。

※「環境の保全及び創造」：現在の環境を維持するだけでなく、衛生的で快適な都市、緑の豊かな地域、環境負荷の少ない暮らしと経済、脱炭素都市など、将来のよりよい環境を積極的に創ること。

(2) 計画の位置付け

本計画は、流山市環境基本条例（平成 13 年）に基づき策定するものです。同条例第 3 条に定める基本理念を計画理念とし、流山市総合計画基本構想及び、流山市総合計画基本計画（令和 2 ～ 11 年度）を上位とする環境面の総合的な基本計画に位置付けます。

主たる行動計画等として、生物多様性ながれやま戦略（平成 22 ～ 令和 41 年度）、流山市地球温暖化対策実行計画（令和 5 ～ 12 年度）、流山市一般廃棄物処理基本計画（平成 31 ～ 令和 10 年度）などの推進を図るとともに、都市計画等の他分野との連携を図ります。



2. 計画の期間と対象

(1) 計画期間

計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間です。なお、社会経済情勢や行政課題等の変化も考えられることから、必要に応じた見直しを行います。

(2) 計画の対象

対象地域は流山市全域です。また、対象とする分野は、自然環境（生物多様性、緑、水辺等）、資源・エネルギー（廃棄物、リサイクル、省エネルギー、再生可能エネルギー等）、生活環境（大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤、悪臭、都市整備等）、環境配慮（環境学習、自主的活動、参加・協働等）です。

(3) 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民、事業者、市で、通勤・通学・観光などの滞在者にも及ぶことがあります。市域を越えて広域的な取り組みが必要となる場合には、関係自治体等との連携を図ります。

3. 計画の推進と進捗管理

環境基本計画と施策の推進、進捗管理は、環境マネジメントシステムで行います。このシステムは、流山市総合計画の指標及び事業のうち環境に関連するものを用いたPDCAサイクル※により運用しています。

進捗等については、毎年度発行する流山市環境白書で公表します。また、環境審議会を始め、学識者や市民、事業者等を含む「生物多様性ながれやま戦略市民会議」等に意見を求めながら施策を推進します。

※PDCAサイクルとは ^{プラン}Plan：計画・戦略 → ^{ドゥ}Do：実行 → ^{チェック}Check：点検・評価 → ^{アクション}Action：改善
をくり返す事業管理手法です。

第2章 流山市の現状と課題

（１）自然環境

【現状】

流山市の地形は、北総台地（標高15～20m）、江戸川低地（5～6m）、谷底低地（台地上に樹枝状に生じた低地）、中小河川（利根運河・坂川・大堀川など）からできており、江戸川に沿って南北に長い形状をしています。市内の流域は利根川水系に属し、西の江戸川流域と東の手賀沼流域に分かれています。首都圏としては利根運河や市野谷の森等に代表される自然環境が比較的多く残っており、オオタカが生息するなど、緑と水の豊かさや生物多様性が地域の特徴であり魅力のひとつとなっています。

【課題】

①今後も、運動公園周辺地区や市内での開発行為が進むことを視野に入れつつ、できる限り自然環境の保全・再生・活用を考慮した、バランスのとれたまちづくりが重要です。

⇒基本目標1

（２）都市環境

【現状】

流山市は、身近にある自然環境が都市生活にもたらす潤いやゆとりが大きな魅力で、流山市総合計画で定めた都市イメージ「都心から一番近い森のまち」の実現に向け各施策を行っています。

その結果、つくばエクスプレス（TX）の開業（平成17年）などにより住宅都市として発展し、令和5年4月には人口が21万人に到達し、今後も増加が見込まれています。また、新川耕地における流山インターチェンジ付近の物流施設の建設等や、令和5年11月に三郷流山橋有料道路が開通されたことで、街づくりの視点からも大きな変化を見せています。

【課題】

①「都心から一番近い森のまち」形成のため、既存緑地の保全・活用と同時に、都市緑化が必要です。

⇒基本目標1

②再生可能エネルギーの利用、省エネ性能の高い設備機器や建物の普及、公共交通機関の充実など、脱炭素型の都市・交通の形成が必要です。

⇒基本目標2

(3) 環境負荷

【現状】

1人1日あたりのごみ排出量は、全体的には減少傾向です。

温室効果ガス排出量は、民生家庭部門、民生業務部門で増加傾向です。

環境基準は、光化学オキシダント、一部河川の水質汚濁、一部主要道路の騒音において未達成の懸念もあります。

また、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を、令和5年2月に表明し、脱炭素化に向けたまちづくりに取り組んでいます。

【課題】

①令和9年度（2027年）を境に人口は緩やかに減少傾向に転ずると想定はされているものの、令和5年現在は人口増加が続いていることから、さらなる廃棄物削減の取り組みが重要です。

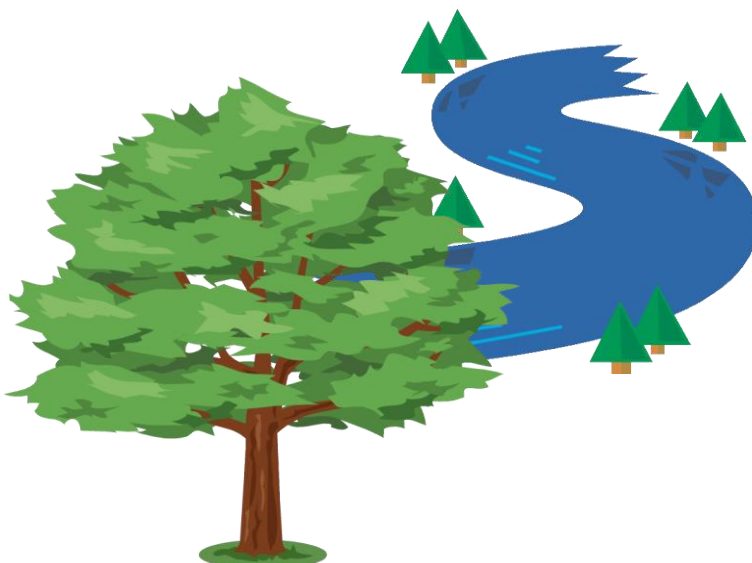
⇒基本目標3

②温室効果ガスについて、住宅やオフィス、店舗等の民生部門における排出量削減が重要です。

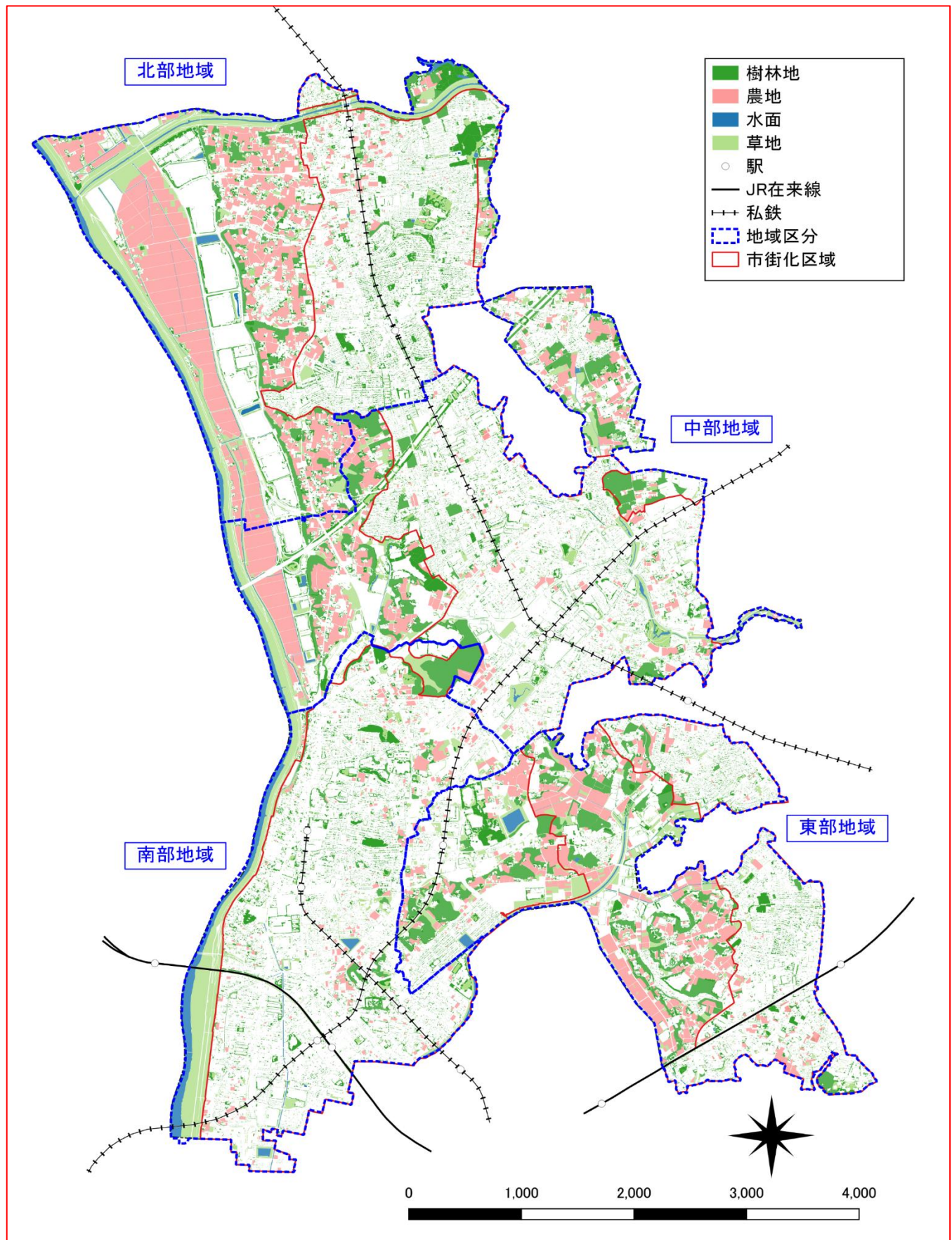
⇒基本目標2

③環境基準について継続的な監視が必要です。

⇒基本目標4



緑被現況図 [令和5(2023)年1月1日時点の航空写真をもとに作成]
(※流山市の地形と自然環境を示した図として記載した)



第3章 将来の環境像と目標

1 望ましい環境像

本計画が目指す流山市の望ましい環境像を次のように定めます。

流山市が目指す望ましい環境像

自然と都市が調和し、心安らぐ 住み続けたいまち 流山

流山市は、近年人口増加が進んでいるまちです。流山市は、「都心から一番近い森のまち」をまちのイメージとして掲げ、緑豊かで良質な住環境と快適な都市環境の整備を進めていますが、一方で、街づくりの一環として大規模な開発行為も行われています。

大規模な開発行為は、市内の整備やまちの利便性の向上等を目的に行われますが、一方で、市内の自然の減少につながる懸念されます。このことから、今後の流山市の将来像として、まちと自然環境の保全・再生・活用のバランスがとれたまちづくりが重要と考えます。

すでに流山市の住民である方や、これから流山市へ転入してくる方、通勤・通学されている方、事業者等、多くの方々にとって、緑や自然が豊かなまちであり、ほっと安心できる住み続ける価値の高いまちとして次世代に残していきたいという思いから、この環境像を定めました。



2 計画の体系

本計画は、望ましい環境像を実現するため5つの基本目標を定め環境施策を推進します。



3 計画の基本的目標や施策の方向

本市における持続可能な社会の姿として定める望ましい環境像の実現に向けて、施策の基本的な方向を次のように定めます。

※基本目標1～5の「市の取組み」は、流山市総合計画に位置付けた事業の内容を基に作成しています。

基本目標 1



多様な生物と豊かな自然を育むまち

【方針】

生態系に係る重要な場所・環境を保全・再生するとともに、市内の水辺や緑を豊かにして、生物多様性の確保、自然との共生を目指します。



【施策の方向】

① 「生物多様性ながれやま戦略」の推進

地域の緑と水、オオタカをはじめとする多様な生きものの生息・生育環境を保全・再生し、自然が魅力である都市としていくため、「生物多様性ながれやま戦略」に基づいて、生態系の重点地区・拠点の保全・再生、生態系の把握、自然環境学習等を推進します。

② 緑の保全・創出・活用

都市と自然との共生を実現していくため、本市の風土を伝承する古墳・野馬土手等歴史的文化財を含む自然環境の保全と、建物や街並みの緑化、緑を活かした公園整備などの新たな緑地の創出を推進します。

③ 農地や斜面林の保全・活用

農地や斜面林を中心とした自然環境の保全と活用を推進します。

④ 水辺の保全・活用と水辺生態系ネットワークの保全

河川や水路、池、湿地、湧水などの水辺は、生態系と生物多様性に欠かせない重要な環境であり、これらの水辺の自然の保全を推進します。

◆ 市の取組み

【多様な生き物の保全について】

- ・市野谷の森については生態系に配慮し、千葉県、市、市民団体の協働により保全に努めます。
- ・緑や水の連続性に配慮した、動植物の生息・生育環境の保全・再生に努めます。

【緑の保全および創出について】

- ・植樹帯や街路樹の整備をはじめ、沿道空間の整備を図り、緑豊かな都市空間の創出を推進します。
- ・公園や緑地の新規設置、再整備においては、安全性や心地よい空間づくりに配慮したみどりの配置のほか、市民に親しまれる特徴ある公園・緑地を整備します。

【水辺の保全について】

- ・江戸川、利根運河及び大堀川等の河川並びに親水性のある調整池等、貴重な水辺空間の維持管理に努めます。
- ・湧水の保全に努めます。

【農地の保全・活用について】

- ・減農薬、減化学肥料など、環境への負荷の軽減にも配慮した農業を推進します。
- ・地元農産物を積極的に使用する地産地消を引き続き推進します。
- ・市民農園や体験農園等の利用を促進します。

◆ 過年度実績

(各指標の、上段が目標値、下段が実績値)

指標	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市内の緑に満足している市民の割合	%	80.0	80.0	80.0	80.0	82.0	77.0	83.0	90.0
		78.0	77.9	77.8	77.8	75.8	83.0	88.3	86.5
グリーンチェーン認定率 ※R2以降はグリーンチェーン認定による敷地内の緑化率	%	60.0	65.5	70.0	75.0	80.0	12.0	12.0	12.0
		33.3	61.5	59.5	50.0	23.3	11.96	16.81	19.09
流山市は住み心地が良いまちであると思う市民の割合	%	79.2	79.6	79.6	79.8	80.0	82.0	82.5	83
		77.2	79.5	81.1	82.9	81.7	87.6	88.2	89.6
遊休農地面積有効利用割合	%	57.0	34.0	40.0	50.0	60.0	60.0	— ※	— ※
		54.6	30.7	58.7	59.0	57.1	65.5	70.5	72.6

※流山市総合計画では遊休農地面積有効利用割合を指標として用いていないことから、目標の欄は「—」としている。

～市の事業紹介～

◇市の鳥の制定◇

県内で初めて流山市内で繁殖が公となり、駅名、学校名などに「おおたか」の名称が使用されるなど、流山市の発展に貢献しているシンボリックな存在であり、本戦略でも「オオタカがすむ森のまちを子どもたちの未来へ」を基本的な理念と位置付けるなど、オオタカを生物多様性保全の象徴として取り組みを進めてきたことから、平成30年にオオタカを市の鳥に制定しました。パネル展の開催やパンフレットの配布により、自然と共生した魅力あるまちづくりを推進しています。

◇まちなか森づくりプロジェクト◇

平成22年度から行われている植樹活動です。このプロジェクトのほか、学校等に苗木を植えるグリーンウェイブや街路樹・公園整備、生垣設置補助金、流山グリーンチェーン戦略などにより、市内の緑化を推進しています。

◇公園・緑地・街路樹・グリーンチェーン認定宅地によるCO₂吸収源倍増 ◇

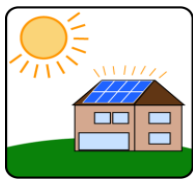
現在、流山市では公園や緑地など、公共の場での緑化を推進していますが、流山市全体で緑化の推進または緑の創出をしていくためには、住宅地や商工業地など、民間の土地でも緑化を進めていくことが不可欠です。緑化に配慮した住宅等を認定し、その緑をつなげ「森のまち」の形成を図ることを目的とした「流山グリーンチェーン戦略」などにより、緑化とCO₂吸収源の増加を図っています。



◇市民農園◇

市が農地所有者から農地を借り受け、市民向けの農園として開放している市民農園が5か所あります。土や緑とふれあう機会を創出するとともに農地の適正な管理を行っています。

基本目標2



エネルギー効率が高い、脱炭素なまち

【方針】

様々な場面での省エネルギー対策によりエネルギー効率を高めるとともに、再生可能エネルギーの導入を進め、二酸化炭素排出量実質ゼロの脱炭素型の都市の形成を目指します。



【施策の方向】

① 「第4期流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の推進

市域から排出される温室効果ガス、特にそのほとんどを占めるエネルギー消費による二酸化炭素の排出削減に向けて、「第4期流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」により、省エネルギーにつながる様々な環境配慮行動を推進します。また、市の業務から排出される温室効果ガスを削減するために、「第4期流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進します。

② 都市と交通の脱炭素化

流山市では新たな都市整備や再開発が進むことを踏まえ、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー性能の高い設備機器や高断熱な建物の普及、公共交通機関の充実などにより、都市全体の脱炭素化を進めます。

③ 市役所の環境マネジメントシステムの運用、改善

市の業務における環境への負荷の削減と、環境施策の推進について、進捗を管理し継続的に改善していくために、環境マネジメントシステムの運用、改善を行います。

◆ 市の取組み

【省エネルギー化への取り組み】

- ・市民・事業者との協働による省エネルギー生活への転換を推進します。
- ・再生可能エネルギーの推進を行います。
- ・環境負荷の大きい自動車からの転換を行います。
- ・緑地保全と都市緑化により二酸化炭素吸収源対策をします。
- ・緑のカーテンの普及を促進します。
- ・ごみ焼却施設で発生する熱を有効に活用します。

【都市と交通の脱炭素化】

- ・電気自動車や充電設備の導入を促進します。

【環境マネジメントシステムについて】

- ・平成20年度から取り組んでいる市の環境マネジメントシステムを引き続き、運用・改善しま

す。

◆ 過年度実績

(各指標の、上段が目標値、下段が実績値)

指標	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
太陽光発電設備設置 奨励金交付世帯件数	世帯/年	160.0	160.0	160.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		157.0	164.0	125.0	79.0	80.0	64.0	87.0	94.0
快適に移動できる道路網 の整備がされていると 感じている市民の割合	%	61.4	63.4	63.4	64.4	65.4	65.4	65.4	65.4
		62.5	60.4	62.4	64.6	65.6	65.6	73.6	73.0
公共交通機関の利用に ついて満足と感じている 市民の割合	%	73.5	75.0	75.0	75.0	75.0	76.0	76.0	76.0
		75.6	73.1	73.7	75.0	74.0	79.1	79.1	83.9
ぐりーんバス利用者数	万人	72.0	72.5	82.1	85.6	74.0	94.0	94.0	94.0
		74.1	73.6	84.8	90.9	91.4	63.3	63.3	82.4
市域の二酸化炭素排出量	千 t-CO ₂ /年	326.4 (※地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に示す2030(R12)年度目標値)							
		672.8	677.9	684.1	726.1	626.3	606.6	655.9	—
市役所の温室効果ガス 排出量(H20年度比)	%	—	103.0	103.0	103.0	98.3	98.3	98.3	98.3
		96.3	93.3	110.8	119.8	100.0	100.0	90.3	93.3

※「市域の二酸化炭素排出量」は、国等の統計を用いて算出するため2年遅れての算定、公表となります。

～市の事業紹介～

◇省エネルギー設備や再生可能エネルギーの活用について◇

近年、国や県が2050年に温室効果ガス実質ゼロとすることを表明したことを考慮し、流山市でも

- ・中期目標に2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比46%削減、
- ・長期目標に2050年度の二酸化炭素排出量を実質ゼロ

を掲げました。

上記の目標達成のため、太陽光発電設備や蓄電池の導入、電気自動車用充電スポットの普及、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の導入を推進しています。

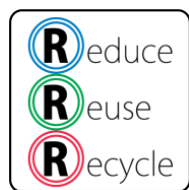
◇緑のカーテン事業◇

平成18年度から市で始めた緑のカーテン普及促進事業は、「流山ゴーヤカーテン普及促進協議会」に委託しています。

自治会への種や苗の配布、小学生等への育て方講習会、ゴーヤの集いや緑のカーテン写真コンテスト、ゴーヤレシピコンテストの開催などの活動を盛んに行っています。



基本目標3



資源を有効に利用し、ごみを減らす循環型のまち



【方針】

「3R」を推進し循環型社会を目指します。また、発生抑制の推進、資源化の促進と併せて、安全で、環境負荷の少ないごみ処理を目指します。

3R：ごみを減量するための基本的な取組み。

- ・ Reduce（リデュース）：発生抑制（ごみもを減らすこと）
- ・ Reuse（リユース）：再使用（くりかえし使う）
- ・ Recycle（リサイクル）：再生利用（資源として再び利用する）

【施策の方向】

① 「流山市一般廃棄物処理基本計画」の推進

人口増等によるごみ排出量の増加要因を踏まえながら、循環型社会の形成と、環境負荷の少ないごみ処理に向けて、「流山市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、ごみ減量化、資源化、3Rの啓発等を推進します。

② 国・県の廃棄物行政や関連自治体との連携

資源の循環利用やごみ処理は、国・県の制度や広域的な経済活動と大きく関わることから、国・県の廃棄物行政や関連自治体との連携を図ります。

③ 廃棄物の不法投棄、ごみのポイ捨て等の対策

廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨て等はまちの衛生や美観を損ね、また住民への迷惑となることから、これらの行為を防止します。

◆ 市の取組み

【ごみの減量化等について】

- ・ 広報やホームページなどで、3R運動に関する情報を提供します。
- ・ 循環型社会を目指すため、ごみの回収方法に係る検討を行い資源化率と回収効率の向上を図ります。
- ・ 不用布のリサイクル、牛乳パックを利用した再生ハガキ作り、廃油からの固形石けん作りなどの各種体験講座を実施します。
- ・ 収集・運搬業務の受託者に対して適正な指導を行い、効率的な収集・運搬を目指します。
- ・ 事業系ごみの減量・資源化及び適正処理を図るため、多量排出事業者にごみ削減計画書の提出を義務づけています。
- ・ 循環型社会形成推進基本法に基づき、使用済みの家電製品などの適正な処理を促進します。

- ・ごみの焼却によって発生する廃熱を発電、温水などに引き続き有効利用します。
- ・生ごみの水切りの啓発や、生ごみ肥料化処理器購入補助金の交付など、生ごみの減量化を促進します。

【廃棄物の不法投棄、ごみのポイ捨てについて】

- ・市内にてパトロールを実施し、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を強化します。
- ・流山市は「路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定しており、路上喫煙防止重点区域では、路上喫煙を禁止しています。違反者を見つけた場合は過料を科しています。

◆ 過年度実績

(各指標の、上段が目標値、下段が実績値)

指標	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1人1日あたり のごみ発生量	g	908.0	896.0	871.0	871.0	871.0	801.1	800.6	794.1
		890.0	846.0	848.0	847.7	847.0	813.4	795.0	770.1
資源化率	%	29.8	29.9	30.0	30.0	30.0	21.7	21.7	21.8
		23.8	23.6	21.9	21.9	24.3	27.6	28.7	27.2
最終処分量	t	1747.0	1747.0	1718.0	1718.0	1718.0	3990.0	4047.1	4052.3
		9474.0	8598.0	7549.4	7549.0	2752.0	1548.0	1700.6	1520.9

～市の事業紹介～

◇環境負荷の少ないごみ処理システムの構築◇

最終処分場を保有していない本市の現状を踏まえ、ごみ減量・資源化の徹底、クリーンセンターの適正な運転及び維持管理により、最終処分量の削減に努めます。スラグは、引き続き有効利用を呼びかけ、全量利用できるよう努めます。また、剪定枝については、2019年（平成31年）4月から資源化を再開しており、最終処分量の削減に努めています。

◇不法投棄やポイ捨ては禁止されています◇

流山市では、不法投棄やタバコのポイ捨て路上喫煙、飼い犬のフンの放置などの相談が多く寄せられています。これらの行為は、法律や条例で禁止されています。

ごみの分別や出し方、タバコのポイ捨てや路上喫煙、飼い犬のフンの処理などに関するルールを守っていただくことにより、ごみ減量化や環境美化が進み、地域の皆さんに気持ちよく過ごしていただくことができます。このため、市民の皆さんにルール遵守へのご協力をいただけるよう広報やホームページへの掲載、看板設置などによる啓発を行っています。



基本目標4



安心して暮らせる生活環境を維持するまち



【方針】

大気汚染や騒音、振動、悪臭等への対応を行い、快適な生活環境を維持し、安心して健康に暮らせることを目指します。

【施策の方向】

① 安心して暮らせる快適な生活環境の保全

市民が健康で安心して暮らしていくためには、きれいな空気や水、静かさといった生活環境の質が大変に重要なことから、これらを監視し、必要に応じて被害の防止や浄化を実施します。

安心できる生活環境を維持し、持続可能な住環境を子供たちや次世代へ残していきたいと考えます。

◆ 市の取組み

【大気・騒音について】

- ・工場、事業所などからの排出ガスや排水、騒音防止対策を強化し、指導、規制、啓発を推進します。
- ・大気環境や騒音の監視観測を実施し、情報公開などにより大気環境や騒音改善の啓発を行います。
- ・光化学スモッグについて、千葉県と連携し監視を行い市民への注意喚起を行います。
- ・主要道路の騒音等について測定し、千葉県、東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）への情報提供と国への報告を行います。また、状況に応じて改善要望を行います。

【水質について】

- ・河川などの水質測定を実施し、情報公開などによる啓発や効果的な水質浄化対策を推進します。
- ・すでに公共下水道が整備されている区域は、速やかに下水道へ接続をするよう指導します。
- ・浄化槽計画区域では合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ・雨水浸透施設の設置を行い、豊かな水環境の保全・回復に努めます。

【その他の環境問題について】

- ・雑草等の繁茂による病害虫の発生等を未然に防止するため、空き地の適正管理の啓発や不法燃焼行為等の防止を推進します。

◆ 過年度実績

(各指標の、上段が目標値、下段が実績値)

指標	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
生活環境に関する苦情等の処理率	%	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0
		90.2	91.3	95.8	97.5	97.6	97.6	97.4	97.3
公共下水道普及率	%	84.5	86.0	87.5	92.2	90.5	92.0	93.5	95.0
		83.0	85.2	86.9	89.3	90.8	91.9	92.3	93.3
自宅周辺の街並みや景観を誇りに思う市民の割合	%	59.5	59.7	59.7	59.8	60.0	62.0	65.0	64.0
		59.5	59.2	56.9	58.6	61.0	62.2	63.1	62.4

～市の事業紹介～

◇空き地の適正管理について ◇

平成 24 年度に「流山市空き地の雑草等の除去に関する条例」を施行しました。これは、土地の所有者等に空き地の適正な管理を義務付け、雑草等の繁茂による病虫害の発生やごみの不法投棄を未然に防止し、市民の良好な生活環境を確保することを目的としたものです。条例の施行により、市から土地の所有者に対し、雑草等の除去に関する指導、勧告、命令等ができるようになりました。



◇光化学スモッグの監視について ◇

光化学スモッグは 自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させます。気象条件によっては、この光化学オキシダントがたまり白くもやがかかったような状態になることがあります。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいます。

光化学スモッグは 4 月から 10 月にかけての日差しが強く気温の高い、風の弱い日に発生します。特に太平洋高気圧に覆われる 7 月から 8 月までの間は、光化学スモッグが発生しやすい気象条件になります。

高濃度になると健康に影響があることから、市では千葉県と連携し、毎年 4 月から 10 月にかけて光化学スモッグの監視体制をとっています。光化学スモッグ注意報などが発令されると、防災行政無線による放送、安心メールなどで市民にお知らせしています。

【放射性物質について】

・東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本市も平成 23 年 12 月 28 日、放射性物質汚染対策特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されるなど、様々な影響を受けました。

・公共施設等のモニタリング調査も令和 2 年度まで実施してきましたが、ここ数年は国が定める基準（ $23 \mu\text{Sv/h}$ ）を大きく下回る結果となり、大気中の空間放射線量は事故以前と同程度の状況です。

・公共施設等の除染は、平成 24 年 2 月 29 日、全国に先駆け法定計画となる「流山市除染実施計画」を策定し実施してきたところですが、除染等の措置により生じた除去土壌については、国の処分に関する基準をいまだ定めておらず、一時保管が続いている状況にあります。

また、本市では、放射物質濃度が $8,000\text{Bq/kg}$ を超える指定廃棄物についても一時保管が続いている状況であり、放射性物質を含む廃棄物への対応は継続する必要があります。

基本目標5



オール流山で環境保全と改善に取り組むまち

【方針】

基本目標1から4までを実現するためには、市民や事業者の皆さんの環境意識の高まりと、生活、移動、仕事など様々な場面での行動が求められます。市民や事業者を含めた皆さんがオール流山として一丸となり、それぞれの自主的な取り組みを行う基盤の整備と連携の発展を目指します。



【施策の方向】

① 市民・事業者への啓発、連携、相互の情報提供

市民・事業者の環境への意識が高まり、環境への負荷をかけない行動が定着するよう、啓発と情報提供を行います。また、市民からの情報を受けて活用します。

② 環境学習、環境保全活動の促進、支援

環境に対する理解が広がり、様々な立場や分野での組織的な環境保全活動が展開されるよう、環境学習、環境保全活動の促進、支援を行います。

③ 参加型事業、協働事業、ネットワークづくりの推進

市と市民・事業者が連携した環境保全の取り組みを実現していくため、参加型事業、協働事業、ネットワークづくりの推進を行います。

◆ 市の取り組み

- ・事業者のISO及びエコアクション21認証等、環境マネジメントシステム認証取得の奨励及び普及啓発に努めます。
- ・開発に係る事前協議等により、事業者の環境保全への取り組みを促進します。
- ・環境講座等により市民への環境学習の機会を提供します。
- ・市民や事業者、市民団体と市が連携・協力しながら、地域の環境保全活動に取り組めます。
- ・小・中学校等での環境教育の充実を図ります。
- ・環境保全活動等に貢献した市民や市民グループなどを顕彰します。
- ・市民団体やボランティア活動の場を整備します。

◆ 過年度実績

(各指標の、上段が目標値、下段が実績値)

指標	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
ISOまたはエコアクション21を認証登録している事業所	個所	90.0	92.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0
		90.0	89.0	89.0	89.0	89.0	89.0	89.0	89.0

◆ 市民・事業者の皆さんができること

望ましい環境像を目指し、基本目標を実現していくためには、市の施策とともに、市民・事業者の皆さんの環境保全への取り組みや協力が不可欠です。また、5つの基本目標は互いに関係あっているため、緑化や生態系を守ることが地球温暖化対策に、あるいはごみ減量や省エネルギーが快適な生活環境につながるなど、一つひとつの行動が幅広い意味を持っています。

ここでは、市民・事業者の皆さんに日常的に取り組んでいただきたい環境行動として、取り組みやすく、効果が期待できるものを選んで示しています。

基本目標1に関してのお願い ～多様な生物と豊かな自然を育むまち～

四季を楽しみ、自然への興味を持ち続けることが、自然環境保全への第一歩です。

自然環境や都市緑化に対する関心を持ち続けていただくことをお願いします。市民の皆さんは、自然や生物にふれあうイベントへの参加のほか、緑のカーテンの設置、オープンガーデンへの参加、生垣設置など、また、事業者の皆さんは、グリーンチェーン認定の取得や地域・事業所の緑化などにご協力ください。



市野谷の森で行われる散策イベント

基本目標2に関してのお願い ～エネルギー効率が高い、脱炭素なまち～

省エネ型機器の選択のご協力をお願いします。

節電やエコドライブなど、省エネルギー行動についてご協力をお願いします。

家電等の機器の買い替えの時には、省エネルギー性能の高いものを選んでください。また、太陽光発電を導入すると、二酸化炭素排出量削減の効果が高まります。

エアコンの買い替え

・効率的な利用

8畳～12畳用(2.8 kW)の買い替えで **38.3** kg の削減。

夏は28℃に、冬は20℃に設定し、月1～2回のフィルター清掃で **56.3** kg の削減。

高効率給湯器の導入

ヒートポンプ給湯器(エコキュート)1台につき **530** kg、潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)1台につき **70** kg、燃料電池(エネファーム)1台につき **160** kg を削減。

ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

年間のエネルギー消費と生み出すエネルギー(創エネ)との収支が「正味ゼロ以下」になる住宅の導入で **2,291** kg の削減。

冷蔵庫の買い替え・効率的な利用

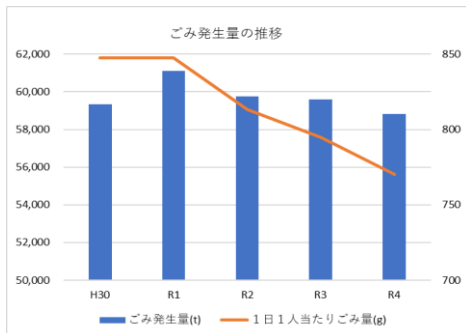
401 L～450 Lの冷蔵庫の買い替えで **21.0** kg の削減。つめこみすぎない、無駄な開閉はしない、開ける時間を短く、設定温度を強から中へ変更で **81.6** kg の削減。

基本目標3に関してのお願い ～資源を有効に利用し、ごみを減らす循環型のまち～ 最も重要なのは「リデュース（発生抑制）」です。

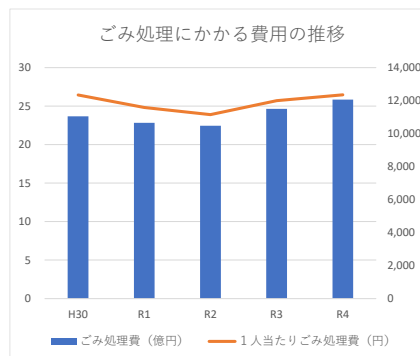
資源を大量に消費する社会は、リサイクルを増やしても、環境への負荷を増やし、ごみ処理に多くの費用を使います。そのため、買いすぎないごみになるものを購入しないなど、ごみの発生を抑えることが最も重要です。

また、生ごみの水切りなどの減量を行っていただくことで、ごみ処理で使用する燃料を減らすことができます。

ごみ発生量の推移



ごみ処理にかかる費用の推移



ごみの発生量と1人1日あたりごみ量は、令和元年度以降、人口は増加していても減少しています。(グラフ左)

処理費用は、令和2年度以降増加傾向にあるため、さらなるごみの発生抑制が必要です。(グラフ右)

基本目標4に関してのお願い ～安心して暮らせる生活環境を維持するまち～ 快適な生活環境のために近隣への配慮を。

生活環境には、大気や水質、騒音、振動、悪臭、放射性物質、雑草の繁茂、野焼きなど安心や健康に直接影響するものから、生活を不快にするものまで、幅広い事項が含まれます。快適な生活環境のためには、普段の生活や事業活動における配慮、対策が必要です。

水質保全のために、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を行いましょう。廃油やごみ、危険物（ガソリン、シンナー、灯油等）を流してはいけません。

また、製造、建設、飲食サービス等を行う事業者の皆さんには、騒音、振動、悪臭などで近隣住民の生活を妨げることをないよう配慮をお願いします。

市では、平成24年に「流山市空き地の雑草等の除去に関する条例」を施行しました。空き地の所有者の皆さんは、近隣の迷惑にならないよう土地の適正な管理をお願いします。また、樹木の枝葉についても、近隣への配慮をお願いします。

基本目標5に関してのお願い ～オール流山で環境保全と改善に取り組むまち～

市や市民団体が行うイベントや講座、市民活動などに参加しましょう。

基本目標1～4の実現には、市民・事業者・市のそれぞれの自主的な取組みと、情報共有、ネットワークの構築が重要です。また、市内の環境団体等が活発な活動を行っていますので、こうした機会への積極的な参加をお願いします。

グリーンフェスティバル

流山市の自然環境や住環境の良さ、緑の保全・植樹などに見られる市民の活発な活動など、流山市の魅力を体感していただくため、毎年GWに開催されているイベントです。



みどりに関する講習会

市では、花と緑のボランティア講習会や、庭木の管理講習会、寄せ植え講習会など、みどりに関する講習会を行っています。



小学生クリーンセンター見学

小学生を対象に行うごみ焼却施設見学です。ごみピットや選別の見学が行われます。同センターは一般の方も見学できます。



市民環境講座・出前講座

自然環境、節電、地球温暖化防止などをテーマに、市民団体に委託して行う環境講座です。団体などに講師が出向く出前講座と、講演会などの形式の市民環境講座があります。



今上落の清掃活動

江戸川に沿って南北に流れる今上落を魚やしじみが捕れる川によみがえらせようと、地元ボランティアグループが、平成15年から毎年河川清掃を行っています。



坂川や富士川で水の学習

坂川や支流の富士川では、小学4年生が川に入り生き物にふれあうほか、国土交通省の職員の指導で採取した水の水質調査を行っています。



まちをきれいに志隊

平成24年に始まったクリーン・ボランティア「まちをきれいに志隊」は、地域の清掃活動を行っている個人や団体の方々が登録されています。



第4章 環境基本計画に基づく実行計画の推進

本計画では、「生物多様性ながれやま戦略」「流山市地球温暖化対策実行計画」「流山市一般廃棄物処理基本計画」の3つの実行計画を重点的に推進します。

3つの実行計画は、持続可能な社会を実現するため、「生き物との共生」「脱炭素」「循環型」という社会の姿を目指して推進してきたものです。3つの社会の姿は本計画の基本目標1、基本目標2、基本目標3にそれぞれ対応するとともに、相互に関連・補完しており、各計画の着実な推進が、本計画の望ましい環境像の実現につながります。

環境基本計画の5つの基本目標と3つの実行計画



◇ 環境基本条例制定以降の流山市の環境施策 ◇

流山市では、平成13年7月に環境の保全及び創造のための基本理念や施策の基本的な事項を定めた流山市環境基本条例を制定し、同条例に基づき、平成17年度に流山市環境基本計画(平成17～26年度)を策定しました。

平成18年に環境基本計画の行動計画となる「第1期環境行動計画」を策定し、施策の推進と進捗管理を行っていましたが、平成22年3月の行動計画の見直し時に流山市環境マネジメントシステムに統合し、このシステムによる進捗管理を行っています。

また、流山市環境基本計画の、計画期間終了に伴い、平成27年3月に流山市第2次環境基本計画を策定しました。

◇ 持続可能な社会の実現と流山市の施策 ◇

令和5年2月に流山市は、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目標とした、ゼロカーボンシティとすることを宣言しました。温暖化対策を行うことで生物の生態系を守ることにつながり、廃棄物の減量をオール流山で行うことにより、環境にやさしいまちを次世代に残すことができると考えています。

また、流山市の都市イメージである「都心から一番近い森のまち」に重なる社会の姿として、生き物との共生・脱炭素都市・循環型社会を示して、3つの実行計画の推進を図ってきました。

3つの社会の姿と実行計画

生き物との共生……………生物多様性なぐれやま戦略(平成22～72年度)

脱炭素都市づくり……………流山市地球温暖化対策実行計画

・ストップ温暖化!流山プラン(令和5～12年度)

・ストップ温暖化!流山市役所率先実行計画(令和3～7年度)

循環型社会づくり……………流山市一般廃棄物処理基本計画(平成21～30年度)

これら3つの計画は、流山市環境基本計画を上位計画とする実行計画に位置付けるとともに、持続可能な社会の実現に対応するものとして重要な計画となっています。

流山市環境基本条例策定以降の推移

平成13年7月	流山市環境基本条例制定
平成17年7月	流山市環境基本計画（平成17～26年度）策定
平成18年3月	第1期流山市環境行動計画（平成17～21年度）策定
平成20年度	流山市環境マネジメントシステム導入 エコアクション21の認証を取得（3月）
平成22年3月	生物多様性ながれやま戦略（平成22～72年度）策定
平成22年3月	ストップ温暖化！ながれやまにこにこプラン（平成22～32年度）策定 ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画（平成22～26年度）策定
平成22年3月	流山市一般廃棄物処理基本計画（平成21～30年度）策定
平成27年3月	第2次流山市環境基本計画（平成27年～36年度）策定
平成28年	第Ⅲ期流山市生活排水対策推進計画 策定
平成30年3月	生物多様性流山戦略第二期 策定
平成31年3月	流山市一般廃棄物処理基本計画（平成31年～40年度） 策定
令和3年12月	第4期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
令和5年2月	第4期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
令和5年2月	ゼロカーボンシティを宣言

1 「生物多様性ながれやま戦略」の推進

平成22年3月に全国の市町村に先駆けて策定した「生物多様性ながれやま戦略」は、生物多様性の保全と回復に関する取組みの計画的な推進、生態系ネットワークと市民活動団体等のネットワークの構築を目指す50年の長期戦略です。その後、平成30年に初期段階の終了を迎え、中期段階として生物多様性ながれやま戦略（第二期）を策定しました。第二期においては、重点地区・拠点を変更・追加しました。

(1) 概要

対象範囲	市内全域
計画期間	平成22年度から50年間
戦略の目標	「多くの生きものが生息・生育する多様な環境～水と緑の回廊と地域の生態系ネットワークの構築～」を将来像とし、初期・中期・最終段階に分け、情報の共有・蓄積、重点地区・拠点の拡大、拠点及び人のネットワークの構築を進めます。
基本方針	1. 生物多様性の保全と回復 2. 生物多様性の価値の持続可能な利用 3. 環境教育・環境学習機会の創出 4. 基盤情報の整備・充実
重点地区と拠点	「市野谷の森地区」（5拠点） ① 市野谷の森（通称：おおたかの森） ② 市野谷水鳥の池 ③ 西初石小鳥の森 ④ 稲荷神社裏の谷津（西初石） ⑤ 大堀川
	「利根運河地区」（2拠点） ⑥ 利根運河 ⑦ 理窓会記念自然公園
	「新川耕地西地区」（1拠点） ⑧ 西深井北西部
	「宮園地区」（2拠点） ⑨ 宮園野鳥の池、坂川、熊野神社周辺の森 ⑩ にしひらい水鳥の池
	「古間木地区」（3拠点） ⑪ 芝崎小鳥の森 ⑫ 野々下水辺公園周辺 ⑬ 総合運動公園周辺

(2) 進捗状況

第二期戦略の改定において、新たな重点地区と拠点の追加を行い、2地区8拠点から5地区13拠点へ拡大しました。各拠点では、市民及び市民団体と協働でモニタリング調査を行うほか、イベント等での生物多様性に関する啓発と情報提供、学校や公共施設等への苗木の植樹を行っています。

(3) 今後の方向性

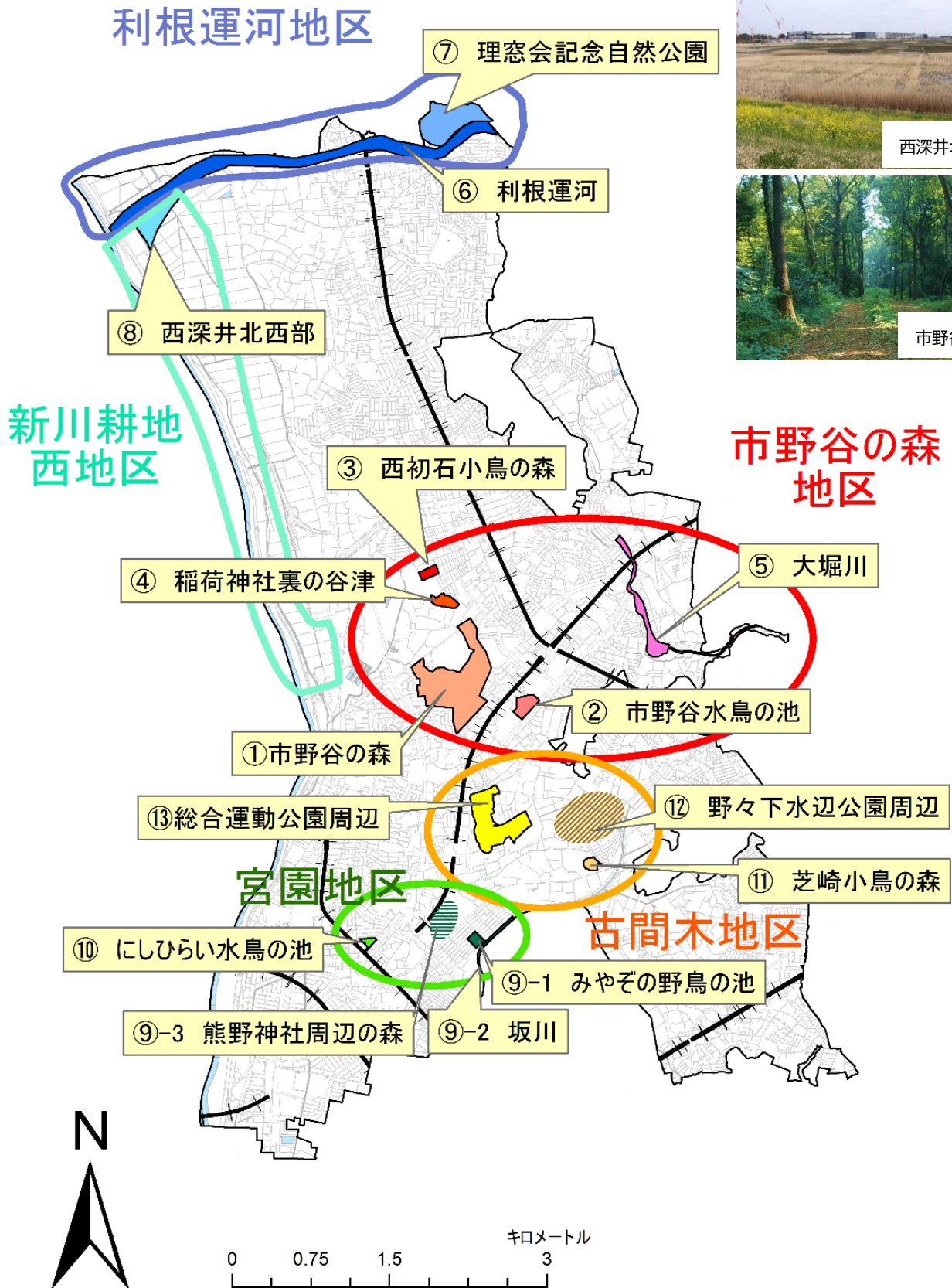
【啓発・情報提供】

- ・自然環境や生物多様性に対する市民の理解が進むよう、啓発や情報提供を行います。

【重点地区・拠点での保全・回復】

- ・初期戦略の策定から10年を経過し、本市のまちづくり施策との整合性を図りながら、生物多様性を重視した環境保全という側面と、区画整理や人口増加等で都市化が進む側面のバランスを考慮した、流山市に適した保全・回復のあり方を検討します。
- ・モニタリング調査手法の再検討、調査員の確保・育成などを進めます。

生物多様性ながれやま戦略第二期 重点地区・拠点



2 「流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の推進

「流山市地球温暖化対策実行計画」には、流山市域全域を対象とした区域施策編「第4期流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）ストップ温暖化！流山プラン」（令和5年2月策定）と、市役所等公共施設を対象とした事務事業編「第4期流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」（令和3年12月策定）があります。

(1) 第4期流山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）：ストップ温暖化！流山プラン

① 概要

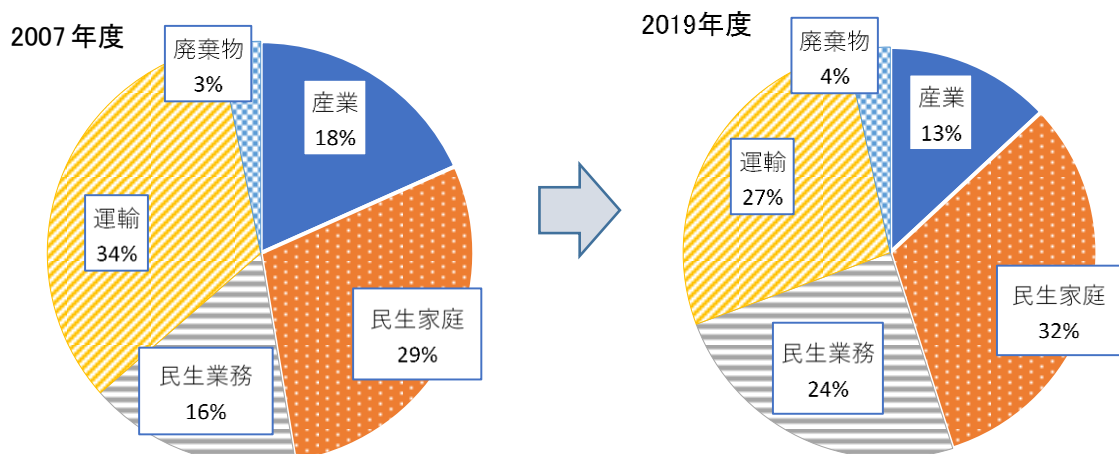
対象範囲	流山市域全域
計画期間	2023年度～2030年度（基準年度：2013年度）
目標	2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比46％削減 2050年度の二酸化炭素排出量実質ゼロ
重点施策	・ 市民・事業者との協働による省エネルギー生活への転換の推進 ・ 再生可能エネルギーの活用 ・ 環境負荷の大きい自動車からの転換 ・ 廃棄物の発生抑制と資源循環 ・ 緑地保全と都市緑化による二酸化炭素吸収源対策

② 進捗状況

2023年2月、2050年度の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

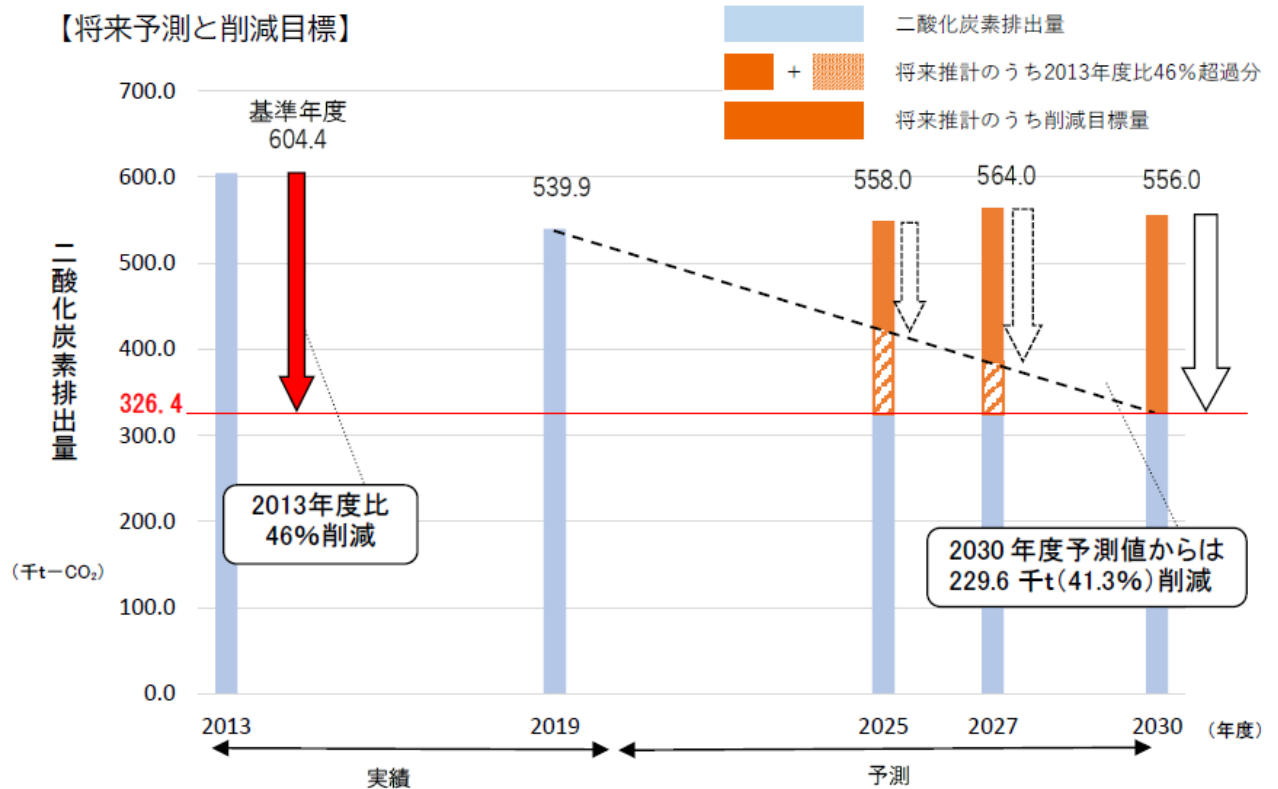
現状では、2019年度の部門別の比率では、民生家庭部門が32％と最も多く、運輸部門27％、民生業務部門24％と続き、産業部門は13％、廃棄物部門は4％となっています。運輸部門と産業部門が大きく減少した一方で、民生2部門はいずれも増加しており、2部門合計で全体の56％を占めています。

【2007年度と2019年度の部門別排出量の割合】



③ 今後の方向性

今後も人口増加が続く本市において、2030年目標値を実現するためには排出割合が高い「民生家庭」「民生業務」「運輸」3部門での更なる削減が必要な状況となっています。また、電力価格の高騰や社会的情勢等を適宜注視し2050年度までに、全ての市民や事業者が、それぞれの活動において脱炭素型のライフスタイルや事業活動を取り入れ、さらに地域そのものが二酸化炭素排出量実質ゼロのまちとなる「脱炭素都市ながれやま」の実現を目指します。



(2) 第4期流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）：ストップ温暖化！ 流山市役所率先実行計画

① 概要

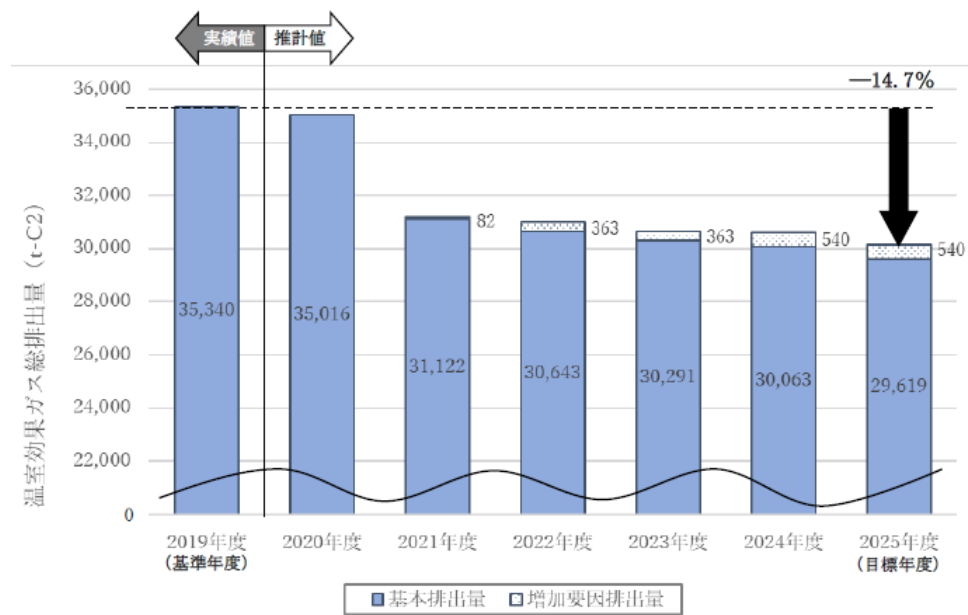
対象範囲	市が行う事務事業
計画期間	2021年度～令和2025年度（基準年度：2019年度）
目標	温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン）排出量を2025年度において、2019年度比で14.7%削減 ●廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量 2025年度において、2019年度比で6.5%削減します。 ●廃棄物の焼却以外による温室効果ガス排出量 2025年度において、2019年度比で30.0%削減します。
重点プロジェクト	- 再生可能エネルギーの導入推進 - 公用車EVと再エネ充電設備の普及促進 - 廃棄物処理施設の省エネ化とごみの焼却量削減
主要プロジェクト	- 緑化の推進 - 情報化の推進 - 省エネルギー対策 - 職員が取り組む対策

① 進捗状況

基準年度から削減しているものの、目標年度に向けて効果的な削減が実現できていません。今後も続く人口増加に対して、脱炭素を取り入れた事業展開が求められています。

② 今後の方向性

重点プロジェクト、主要プロジェクトに積極的に取り組み、市内最大級の事業者として、市民や事業者にも先駆けた削減を目指します。



温室効果ガスの排出目標

3 「流山市一般廃棄物処理基本計画」の推進

平成31年3月策定の「流山市一般廃棄物処理基本計画」では、「人口が増加してもごみを増やさない」という基本的な考えをもとに施策しています。本計画内では、ごみ処理基本計画と、生活排水処理基本計画を合わせて、「流山市一般廃棄物処理基本計画」としています。



ごみ減量・資源化
キャラクター
「ケロクル」

① 概要

計画期間	平成31年度～平成40年度
目標	・1人1日当たりのごみ発生量 2028年度（平成40年度）に768g以下 ・1人1日当たりの家庭系ごみ発生量2028年度（平成40年度）に372g以下 ・資源化率2028年度（平成40年度）に22%以上 ・最終処分量3,974t/年以下
ごみ処理の基本方針	『資源を有効に利用する循環型のまちを目指して』
ごみ処理の基本施策	1. 大量廃棄からの脱却とさらなる資源化 ・発生抑制の推進 ・資源化の推進 2. 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築 ・適正処理の実施 ・最終処分量の削減 ・地球温暖化防止への配慮 ・災害時における安心・安全な処理体制の確保
生活排水処理の基本方針	『快適な水環境を目指して』
生活排水処理の基本施策	1. 公共下水道を中心とした生活排水処理の促進 ・公共下水道の整備 ・合併処理浄化槽の整備 ・公共下水道への接続 2. 循環型社会形成に資するし尿・浄化槽汚泥処理システムの構築 ・森のまちエコセンターの汚泥の再利用 ・し尿および浄化槽汚泥処理手数料の研究 ・災害時のし尿処理

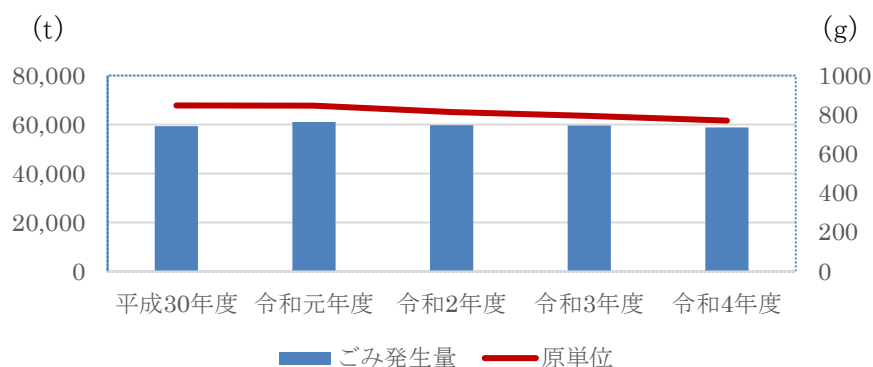
② 進捗状況

★ごみ処理量

令和4年度のごみ発生量58,816トン、内ごみ処理量は50,187トンで、資源化率は27.2%でした。令和4年度は、ごみ発生量が前年度に比べ減少しています。

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみ発生量	t	59,339.29	61,115.56	59,759.89	59,610.51	58,815.86
原単位 (1人1日あた)	g	847.66	847	813.41	794.96	770.13
資源化率	%	21.9	24.3	27.6	28.7	27.2
最終処分量	t	7,549.35	2,751.79	1,547.56	1,700.55	1,520.87
ごみ処理量	t	50,041.09	52,003.57	50,559.91	50,624.03	50,186.82
人口	人	191,792	197,041	201,284	205,439	209,237

資源化率と最終処分量の推移



ごみ発生量と原単位

(2) リサイクル

リサイクルは、平成24年度から資源物の回収を集団回収に一本化しています。回収量としては、全体量として減少傾向にあります。

集団回収量の推移

(単位:t)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
紙類	6,623.44	6,398.70	6,237.15	6,141.62	5,919.92
新聞	6,623.44	6,398.70	6,237.15	6,141.62	1,995.61
雑誌	1,824.87	1,786.68	1,900.84	1,754.51	1,719.21
段ボール	1,825.33	1,883.28	2,080.18	2,189.06	2,205.10
布類	615.32	616.34	748.61	722.72	676.10
金属類	731.98	745.19	779.45	759.25	694.59
ビン類	1,232.21	1,247.31	1,332.61	1,266.78	1,249.52
合計	9,202.95	9,007.54	9,097.82	8,890.37	8,540.13

③ 今後の方向性

【ごみ減量・資源化施策の推進】

- ・ごみの減量は物品購入時の意識を「欲しい物(Wants)」から「必要なもの(Needs)」へ転換することがとても重要であることから、1人1日当たりのごみ発生量は順調に減少していますが、引き続き、ごみの発生抑制、資源化推進、適正処理、最終処分量削減の施策を推進します。
- ・3Rの内、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の施策を強化するため、ごみ減量に関する啓発・情報提供、廃棄物減量等推進員制度の改善、生ごみの水切りやマイバッグの普及促進、フリーマーケット開催等の拡充を検討します。
- ・トレーや紙パック等の店頭回収など事業者による資源物回収ルートの拡充方策を検討します。
- ・平成24年度に行ったプラスチックごみの分別方法の検証を行い、再資源化率の向上を図ります。また、平成24年度に一元化した資源物の集団回収について、区画整理等により新たにできる居住区域の新住民への周知・啓発を行います。

【適正処理と利便性の向上】

- ・事業者が排出する産業廃棄物等がごみステーションに排出されないよう適正排出の啓発を強化します。
- ・高齢者の増加に対応し行っているひとり暮らし高齢者のごみの戸別収集について、廃棄物の収集と合わせ、関係機関と連携した見守り支援を推進します。

※令和6年5月21日の環境審議会資料です。審議によって内容やデータ等が変更となる可能性がありますので閲覧目的以外での資料の活用等にはご注意ください。

各基本目標の指標の算出式等

	指標	単位	算出式等
基本目標1 の指標	市内の緑に満足している市民の割合	%	まちづくり達成度アンケート「緑等の自然環境」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
	グリーンチェーン認定率	%	「グリーンチェーン認定件数」÷「開発事業完了検査件数」×100
	流山市は住み心地が良いまちであると思う市民の割合	%	まちづくり達成度アンケート「流山市は住み心地が良いまちですか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
	遊休農地面積有効利用割合	%	(市民農園面積+体験農園面積+保全管理面積)÷「遊休荒廃農地面積」×100
基本目標2 の指標	太陽光発電設備設置奨励金交付世帯件数	世帯/年	太陽光発電設備設置奨励金の申請件数
	快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	%	まちづくりアンケート「快適に移動できる道路網」における「満足である」+「どちらかといえば満足である」+「普通」の割合
	公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	%	まちづくり達成度アンケート「公共交通機関」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
	ぐりーんバス利用者数	万人	年間利用者数
	市域の二酸化炭素排出量	千 t-CO ₂ /年	「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成21年6月）」による ※二酸化炭素排出量の実績値は、国・県等の各種統計資料を用いるため、約2年遅れでの公表となる。
	市役所の温室効果ガス排出量（平成20年度比）	%	「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」による基準年度（平成20年度）比
基本目標3 の指標	1人1日あたりのごみ発生量	g	(ごみ排出量+集団回収量)/人口(住民基本台帳+外国人)/年度日数
	資源化率	%	資源化量(集団回収含む)/(ごみ排出量+集団回収量)×100
	最終処分量	t	環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」の値
基本目標4 の指標	生活環境に関する苦情等の処理率	%	「苦情解決件数」÷「苦情件数」×100
	公共下水道普及率	%	「供用開始区域内人口」÷「行政区域内人口」×100
	自宅周辺の街並みや景観を誇りに思う市民の割合	%	まちづくり達成度アンケート「自宅周辺の街並みや景観を誇りに思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
基本目標5 の指標	ISOまたはエコアクション21を認証登録している事業所	個所	ISO9000・14000シリーズ、エコアクション21の認証を取得・登録している市内事業者数の合計数

※令和6年5月21日の環境審議会資料です。審議によって内容やデータ等が変更となる可能性がありますので閲覧目的以外での資料の活用等にはご注意ください。